

社会福祉法人現況報告書

平成 28 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁	市								
法人名	社会福祉法人南房総市社会福祉協議会	主たる事務所の所在地	〒 295 - 0004 千葉県南房総市千倉町瀬戸2705番地6		電話番号	0470 - 44 - 3577	FAX番号	0470 - 44 - 3542	
ホームページアドレス	http://www.shakyo-minamiboso.or.jp	メールアドレス	mail@shakyo-minamiboso.or.jp		設立認可年月日	平成17年12月27日		設立登記年月日	平成18年3月27日
代表者	氏名	年齢	住所	職業	就任年月日				
	渋谷 幸一	非公表 70	非公表 千葉県南房総市市部64-1	無職	平成21年5月26日				

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種							
	第二種							
老人福祉	第一種						○	
	第二種	老人居宅介護等事業	公表	南房総市谷向116-2	平成18年3月27日			
障害者福祉	第一種						○	
	第二種	障害福祉サービス事業	公表	南房総市谷向116-2	平成18年3月27日			
その他	第一種						/	
	第二種	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施	公表	南房総市千倉町瀬戸2705-6	平成18年3月27日			
	第一種	社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助	公表	南房総市千倉町瀬戸2705-6	平成18年3月27日			
	第二種	社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成	公表	南房総市千倉町瀬戸2705-6	平成18年3月27日			
	第一種	社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業	公表	南房総市千倉町瀬戸2705-6	平成18年3月27日			

	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
公益事業	12	南房総市社協ホームヘルプサービス	南房総市谷向116-2	平成18年3月27日	
	12	南房総市社協ケアプランセンター	南房総市谷向116-2	平成18年3月27日	
	15	ちくろ介護予防センターゆりり管理事業	南房総市千倉町瀬戸2705-6	平成18年3月27日	
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ()					
	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
収益事業		なし			
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ()					
	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
その他の事業		なし			
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ()					

Ⅲ 組織

理事	定員		現員		親族等特殊関係者の有無	資格					施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会への出席回数		
	14		13			親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者		施設長	その他	理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給		職員給与のみ支給	支給なし
	役職	氏名	職業	任期														
		吉川 進	自営業	27. 5. 26 ~ 29. 5. 25							○				○	3		
副会長		川崎雅是	無職	27. 5. 26 ~ 29. 5. 25					○						○	5		
		網代 裕	無職	27. 5. 26 ~ 29. 5. 25					○						○	3		
		入佐久美子	施設長	27. 5. 26 ~ 29. 5. 25						○					○	4		
		古内徳子	無職	27. 5. 26 ~ 29. 5. 25					○						○	3		
会長		渋谷幸一	無職	27. 5. 26 ~ 29. 5. 25				○					○			5		
		渡邊 宏	農業	27. 5. 26 ~ 29. 5. 25				○							○	4		
		伊勢田照子	農業	27. 5. 26 ~ 29. 5. 25				○							○	5		
		安西総之輔	無職	27. 5. 26 ~ 29. 5. 25				○							○	5		
副会長		茂木正美	自営業	27. 5. 26 ~ 29. 5. 25				○							○	5		
		眞田邦彦	農業	27. 5. 26 ~ 29. 5. 25				○							○	4		
		相川 泉	無職	27. 5. 26 ~ 29. 5. 25				○							○	5		
		川名浩司	自営業	27. 5. 26 ~ 29. 5. 25				○							○	5		
監事	定員		現員															
	2		2															
	氏名	職業	任期	資格							施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬		理事会への出席回数				
				財務諸表等を監査し得る者				社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他		支給あり	支給なし					
公認会計士、税理士	弁護士	会社等の監査役、経理責任者等	その他															
	森田純示	団体職員	27. 5. 26 ~ 29. 5. 25				○	○						○	1			
	渡邊公明	農業	27. 5. 26 ~ 29. 5. 25				○	○						○	1			

	定員		現員															
	30		27															
氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			理事の親族	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議会への出席回数		
			親族	他の社会福祉法人の役員	その他		社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表	その他						
加瀬浩一	市職員	27.5.21 ~ 29.5.20											○				3	
藤久男	無職	27.5.21 ~ 29.5.20						○									3	
早川敏男	無職	27.5.21 ~ 29.5.20						○									3	
小滝信道	無職	27.5.20 ~ 29.5.20						○									2	
樋口徳明	無職	27.5.20 ~ 29.5.20						○									3	
内藤辰之進	無職	27.5.20 ~ 29.5.20						○									3	
斎藤節子	無職	27.5.20 ~ 29.5.20						○									2	
後藤中一	無職	27.5.20 ~ 29.5.20						○									3	
伊丹美智子	無職	27.5.20 ~ 29.5.20						○									3	
関芳和	施設長	27.5.20 ~ 29.5.20									○						1	
武山成一	施設職員	27.5.20 ~ 29.5.20						○									2	
安藤はる江	無職	27.5.20 ~ 29.5.20						○									2	
笹子勇	農業	27.5.20 ~ 29.5.20						○									3	
武内智子	無職	27.5.20 ~ 29.5.20						○									2	
栗原均	無職	27.5.20 ~ 29.5.20						○									2	
長居俊孝	市職員	27.5.20 ~ 29.5.20											○				1	
関和則	施設職員	27.5.20 ~ 29.5.20						○									2	
生稲多恵子	農業	27.5.20 ~ 29.5.20						○									3	
川名玲子	農業	27.5.20 ~ 29.5.20						○									3	
石野正子	農業	27.5.20 ~ 29.5.20						○									2	
藤井昭雄	僧侶	27.5.20 ~ 29.5.20						○									0	
小谷久美子	自営業	27.5.20 ~ 29.5.20						○									3	
國府田秀樹	無職	27.5.20 ~ 29.5.20						○									2	
嶋田周虎	無職	27.5.20 ~ 29.5.20						○									2	
川名紀夫	農業	27.5.20 ~ 29.5.20						○									2	
石井要一	農業	27.5.20 ~ 29.5.20						○									2	
小倉敏幸	無職	27.5.20 ~ 29.5.20						○									3	
施設長	施設名		氏名			就任年月日		法令等に定める資格の有無										
	該当なし		不在															

職員	常勤専従	常勤兼務		非常勤		
			換算数		換算数	
法人本部	18	1	18.9	5	3.5	
施設	2	1	2.1	4	3	
理事会	開催年月日	出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項	
	27. 5. 20	12	0	有	議案 1 平成26年度事業報告並びに決算の認定について 議案 2 平成27年度補正予算(第1号)について 議案 3 評議員の選任について	
	27. 5. 26	12	0	無	議案 4 会長の選任について 議案 5 副会長の選任について	
	27. 9. 29	14	0	無	議案 6 平成28年度事業の運営方針について 報告 1 平成27年度指導監査結果について 報告 2 専決処分の報告について その他 敬老事業等の実施について	
	28. 1. 22	10	0	無	議案 7 専決処分の承認を求めることについて(職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について) 議案 8 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度補正予算(第2号)について) 議案 9 南房総市社会福祉協議会福祉功労被表彰者の決定について 報告 3 平成27年度第10回南房総市社会福祉大会の開催について 報告 4 諸規程の制定について 報告 5 南房総市社会福祉協議会の組織及び事業について	
28. 3. 24	11	0	無	議案 10 定款の一部を改正する定款の制定について 議案 11 職員就業規則の一部を改正する規則の制定について 議案 12 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について 議案 13 職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則の制定について 議案 14 平成28年度事業計画について 議案 15 平成28年度予算について 議案 16 初任給、昇格、昇級等の基準に関する規程の一部を改正する規程の制定について 議案 17 事務局組織規程の一部を改正する規程の制定について 報告 6 施設の指定管理について 報告 7 平成28年度事務局組織体制について		
評議員会	開催年月日	出席者数	監事出席の有無	決議事項		
	27. 5. 20	20	有	議案 1 平成26年度事業報告並びに決算の認定について 議案 2 平成27年度補正予算(第1号)について 議案 3 理事の選任について 議案 4 監事の選任について		
	27. 1. 25	28	無	議案 5 専決処分の承認を求めることについて(職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について) 議案 6 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度補正予算(第2号)について) 報告 1 南房総市社会福祉協議会福祉功労被表彰者の決定について 報告 2 平成27年度第10回南房総市社会福祉大会の開催について 報告 3 諸規程の制定について 報告 4 南房総市社会福祉協議会の組織及び事業について		

	27. 325	23	無	議案 7 定款の一部を改正する定款の制定について 議案 8 職員就業規則の一部を改正する規則の制定について 議案 9 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について 議案 10 職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則の制定について 議案 11 平成28年度事業計画について 議案 12 平成28年度予算について 議案 13 初任給、昇格、昇級等の基準に関する規程の一部を改正する規程の制定について 議案 14 事務局組織規程の一部を改正する規程の制定について 報告 5 施設の指定管理について 報告 6 平成28年度事務局組織体制について	
監事監査	監査年月日	監査者	監査報告の有無	指摘事項	改善事項
	27. 7. 14	南房総市	有	該当事項無し	該当事項なし

IV 資産管理

平成 27 年3月31日現在

不動産の所有状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況				
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の承認の有無
基本財産	土地	なし						
	建物	なし						
運用財産	土地	なし						
	建物	なし						
公益事業用財産	土地	なし						
	建物	なし						
収益事業用財産	土地	なし						
	建物	なし						

資金収支計算書

(自)平成26年04月01日 (至)平成27年03月31日

法人:社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会

事業:法人全体

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	会費収入	15,078,000	15,334,450	-256,450	
	寄附金収入	3,300,000	1,706,697	1,593,303	
	経常経費補助金収入	111,430,000	105,122,254	6,307,746	
	受託金収入	33,776,000	29,346,552	4,429,448	
	貸付事業収入	1,368,000	0	1,368,000	
	事業収入	7,028,000	7,219,465	-191,465	
	負担金収入	411,000	160,150	250,850	
	介護保険事業収入	19,439,000	21,203,020	-1,764,020	
	障害福祉サービス等事業収入	3,429,000	3,333,740	95,260	
	受取利息配当金収入	51,000	39,379	11,621	
	その他の収入	789,000	758,393	30,607	
	事業活動収入計(1)	196,099,000	184,224,100	11,874,900	
	支出				
人件費支出	130,457,000	126,489,436	3,967,564		
事業費支出	42,208,000	34,030,595	8,177,405		
事務費支出	7,049,000	5,486,123	1,562,877		
配分金支出	5,470,000	3,535,000	1,935,000		
貸付事業支出	1,368,000	0	1,368,000		
共同募金配分金事業費	588,000	579,664	8,336		
助成金支出	6,087,000	5,829,000	258,000		
負担金支出	107,000	25,500	81,500		
事業活動支出計(2)	193,334,000	175,975,318	17,358,682		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	2,765,000	8,248,782	-5,483,782		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等寄附金収入	1,320,000	1,320,000	0	
	施設整備等収入計(4)	1,320,000	1,320,000	0	
	支出				
	固定資産取得支出	2,058,000	2,057,740	260	
施設整備等支出計(5)	2,058,000	2,057,740	260		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-738,000	-737,740	-260		
その他の活動による収支	収入				
	基金積立資産取崩収入	18,000	18,727	-727	
	その他の活動収入計(7)	18,000	18,727	-727	
	支出				
	基金積立資産支出	3,221,000	1,727,029	1,493,971	
積立資産支出	1,659,000	1,464,220	194,780		
その他の活動による支出	6,873,000	6,538,710	334,290		
その他の活動支出計(8)	11,753,000	9,729,959	2,023,041		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-11,735,000	-9,711,232	-2,023,768		
予備費支出(10)	43,240,000	0	43,240,000		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-52,948,000	-2,200,190	-50,747,810		
前期末支払資金残高(12)	63,748,000	63,753,957	-5,957		
当期末支払資金残高(11)+(12)	10,800,000	61,553,767	-50,753,767		

資金収支内訳表

(自)平成26年04月01日 (至)平成27年03月31日

法人:社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会

事業:法人全体

(単位:円)

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	合計	内部取引消去	法人合計
事業活動による収支	収入					
	会費収入	15,334,450	0	15,334,450	0	15,334,450
	寄附金収入	1,706,697	0	1,706,697	0	1,706,697
	経常経費補助金収入	105,122,254	0	105,122,254	0	105,122,254
	受託金収入	24,926,552	4,420,000	29,346,552	0	29,346,552
	事業収入	5,084,050	2,135,415	7,219,465	0	7,219,465
	負担金収入	160,150	0	160,150	0	160,150
	介護保険事業収入	21,203,020	0	21,203,020	0	21,203,020
	障害福祉サービス等事業収入	3,333,740	0	3,333,740	0	3,333,740
	受取利息配当金収入	37,905	1,474	39,379	0	39,379
	その他の収入	758,393	0	758,393	0	758,393
	事業活動収入計(1)	177,667,211	6,556,889	184,224,100	0	184,224,100
	支出					
	人件費支出	126,182,626	306,810	126,489,436	0	126,489,436
事業費支出	27,605,221	6,425,374	34,030,595	0	34,030,595	
事務費支出	5,486,123	0	5,486,123	0	5,486,123	
配分金支出	3,535,000	0	3,535,000	0	3,535,000	
共同募金配分金事業費	579,664	0	579,664	0	579,664	
助成金支出	5,829,000	0	5,829,000	0	5,829,000	
負担金支出	25,500	0	25,500	0	25,500	
事業活動支出計(2)	169,243,134	6,732,184	175,975,318	0	175,975,318	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	8,424,077	-175,295	8,248,782	0	8,248,782	
施設整備等によるその他の活動による	収入					
	施設整備等寄附金収入	1,320,000	0	1,320,000	0	1,320,000
	施設整備等収入計(4)	1,320,000	0	1,320,000	0	1,320,000
	支出					
固定資産取得支出	2,057,740	0	2,057,740	0	2,057,740	
施設整備等支出計(5)	2,057,740	0	2,057,740	0	2,057,740	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-737,740	0	-737,740	0	-737,740	
その他の活動による	収入					
	基金積立資産取崩収入	18,727	0	18,727	0	18,727
	その他の活動収入計(7)	18,727	0	18,727	0	18,727
	支出					
	基金積立資産支出	1,727,029	0	1,727,029	0	1,727,029
	積立資産支出	1,464,220	0	1,464,220	0	1,464,220
その他の活動による支出	6,538,710	0	6,538,710	0	6,538,710	
その他の活動支出計(8)	9,729,959	0	9,729,959	0	9,729,959	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-9,711,232	0	-9,711,232	0	-9,711,232	
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	-2,024,895	-175,295	-2,200,190	0	-2,200,190	
前期末支払資金残高(11)	57,443,086	6,310,871	63,753,957	0	63,753,957	
当期末支払資金残高(10)+(11)	55,418,191	6,135,576	61,553,767	0	61,553,767	

事業活動計算書

(自)平成26年04月01日 (至)平成27年03月31日

法人:社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会

事業:法人全体

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益	会費収益	15,334,450	0	15,334,450
		寄附金収益	1,706,697	0	1,706,697
		経常経費補助金収益	105,122,254	0	105,122,254
		受託金収益	29,346,552	0	29,346,552
		事業収益	7,219,465	0	7,219,465
		負担金収益	160,150	0	160,150
		介護保険事業収益	21,203,020	0	21,203,020
		障害福祉サービス等事業収益	3,333,740	0	3,333,740
		サービス活動収益計(1)	183,426,328	0	183,426,328
	費用	人件費	137,674,096	0	137,674,096
事業費		34,030,595	0	34,030,595	
事務費		5,486,123	0	5,486,123	
配分金費用		3,535,000	0	3,535,000	
共同募金配分金事業費		579,664	0	579,664	
助成金費用		5,829,000	0	5,829,000	
負担金費用		25,500	0	25,500	
基金組入額		1,727,029	0	1,727,029	
減価償却費		2,238,902	0	2,238,902	
国庫補助金等特別積立金取崩額		-874,134	0	-874,134	
サービス活動費用計(2)	190,251,775	0	190,251,775		
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		-6,825,447	0	-6,825,447	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	39,379	0	39,379
		その他のサービス活動外収益	43,393	0	43,393
		サービス活動外収益計(4)	82,772	0	82,772
	費用	サービス活動外費用計(5)	0	0	0
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		82,772	0	82,772	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		-6,742,675	0	-6,742,675	
特別増減の部	収益	施設整備等寄附金収益	1,320,000	0	1,320,000
		その他の特別収益	715,000	0	715,000
		特別収益計(8)	2,035,000	0	2,035,000
	費用	固定資産売却損・処分損	47,479	0	47,479
		国庫補助金等特別積立金積立額	1,320,000	0	1,320,000
特別費用計(9)		1,367,479	0	1,367,479	
特別増減差額(10)=(8)-(9)		667,521	0	667,521	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		-6,075,154	0	-6,075,154	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		53,630,173	0	53,630,173
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		47,555,019	0	47,555,019
	基本金取崩額(14)		0	0	0
	基金取崩額(15)		18,727	0	18,727
	その他の積立金取崩額(16)		0	0	0
	その他の積立金積立額(17)		3,970	0	3,970
次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)		47,569,776	0	47,569,776	

事業活動内訳表

(自)平成26年04月01日 (至)平成27年03月31日

法人:社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会

事業:法人全体

(単位:円)

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	合計	内部取引消去	法人合計	
サービス活動増減の部	収益	会費収益	15,334,450	0	15,334,450	0	15,334,450
		寄附金収益	1,706,697	0	1,706,697	0	1,706,697
		経常経費補助金収益	105,122,254	0	105,122,254	0	105,122,254
		受託金収益	24,926,552	4,420,000	29,346,552	0	29,346,552
		事業収益	5,084,050	2,135,415	7,219,465	0	7,219,465
		負担金収益	160,150	0	160,150	0	160,150
		介護保険事業収益	21,203,020	0	21,203,020	0	21,203,020
		障害福祉サービス等事業収益	3,333,740	0	3,333,740	0	3,333,740
		サービス活動収益計(1)	176,870,913	6,555,415	183,426,328	0	183,426,328
	費用	人件費	137,367,286	306,810	137,674,096	0	137,674,096
		事業費	27,605,221	6,425,374	34,030,595	0	34,030,595
		事務費	5,486,123	0	5,486,123	0	5,486,123
		配分金費用	3,535,000	0	3,535,000	0	3,535,000
共同募金配分金事業費		579,664	0	579,664	0	579,664	
助成金費用		5,829,000	0	5,829,000	0	5,829,000	
負担金費用		25,500	0	25,500	0	25,500	
基金組入額		1,727,029	0	1,727,029	0	1,727,029	
減価償却費		2,238,902	0	2,238,902	0	2,238,902	
国庫補助金等特別積立金取崩額	-874,134	0	-874,134	0	-874,134		
サービス活動費用計(2)	183,519,591	6,732,184	190,251,775	0	190,251,775		
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	-6,648,678	-176,769	-6,825,447	0	-6,825,447		
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	37,905	1,474	39,379	0	39,379
		その他のサービス活動外収益	43,393	0	43,393	0	43,393
		サービス活動外収益計(4)	81,298	1,474	82,772	0	82,772
	費用	サービス活動外費用計(5)	0	0	0	0	0
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	81,298	1,474	82,772	0	82,772		
経常増減差額(7)=(3)+(6)	-6,567,380	-175,295	-6,742,675	0	-6,742,675		
特別増減の部	収益	施設整備等寄附金収益	1,320,000	0	1,320,000	0	1,320,000
		その他の特別収益	715,000	0	715,000	0	715,000
		特別収益計(8)	2,035,000	0	2,035,000	0	2,035,000
	費用	固定資産売却損・処分損	47,479	0	47,479	0	47,479
		国庫補助金等特別積立金積立額	1,320,000	0	1,320,000	0	1,320,000
		特別費用計(9)	1,367,479	0	1,367,479	0	1,367,479
特別増減差額(10)=(8)-(9)	667,521	0	667,521	0	667,521		
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	-5,899,859	-175,295	-6,075,154	0	-6,075,154		
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	47,319,302	6,310,871	53,630,173	0	53,630,173	
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	41,419,443	6,135,576	47,555,019	0	47,555,019	
	基本金取崩額(14)	0	0	0	0	0	
	基金取崩額(15)	18,727	0	18,727	0	18,727	
	その他の積立金取崩額(16)	0	0	0	0	0	
	その他の積立金積立額(17)	3,970	0	3,970	0	3,970	
次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	41,434,200	6,135,576	47,569,776	0	47,569,776		

貸借対照表
平成27年03月31日現在

法人:社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会
事業:法人全体

(単位:円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	73,158,375	76,910,985	-3,752,610	流動負債	11,604,608	13,157,028	-1,552,420
現金預金	65,086,346	64,434,044	652,302	未払費用	3,035,880	6,021,928	-2,986,048
事業未収金	3,741,281	0	3,741,281	未返還金	6,932,835	5,421,326	1,511,509
未収収益	4,330,748	12,476,941	-8,146,193	職員預り金	1,635,893	1,713,774	-77,881
固定資産	240,924,398	231,441,807	9,482,591	固定負債	139,788,530	128,603,870	11,184,660
基本財産	8,010,000	8,010,000	0	退職給付引当金	139,788,530	128,603,870	11,184,660
定期預金	8,000,000	8,000,000	0	負債の部合計	151,393,138	141,760,898	9,632,240
投資有価証券	10,000	10,000	0				
その他の固定資産	232,914,398	223,431,807	9,482,591	純資産の部			
機械及び装置	45,834	95,834	-50,000	基本金	8,000,000	8,000,000	0
車輛運搬具	4,900,247	4,830,078	70,169	基金	86,981,648	85,273,346	1,708,302
器具及び備品	727,832	966,382	-238,550	福祉基金	86,981,648	85,273,346	1,708,302
長期貸付金	183,000	183,000	0	国庫補助金等特別積立金	3,030,924	2,585,058	445,866
退職手当積立基金預け金	102,634,490	96,112,910	6,521,580	その他の積立金	17,107,287	17,103,317	3,970
退職給付引当資産	20,432,110	18,971,860	1,460,250	運営事業積立金	17,107,287	17,103,317	3,970
福祉基金積立資産	86,981,648	85,273,346	1,708,302	次期繰越活動増減差額	47,569,776	53,630,173	-6,060,397
運営事業積立資産	17,107,287	17,103,317	3,970	(うち当期活動増減差額)	-6,075,154	0	-6,075,154
その他の固定資産	84,950	78,080	6,870	純資産の部合計	162,689,635	166,591,894	-3,902,259
徴収不能引当金	-183,000	-183,000	0	負債及び純資産の合計	314,082,773	308,352,792	5,729,981
資産の部合計	314,082,773	308,352,792	5,729,981				

貸借対照表内訳表
平成27年03月31日現在

法人:社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会
事業:法人全体

(単位:円)

勘定科目	社会福祉事業	公益事業	合計	内部取引消去	法人合計
流動資産	66,944,882	6,213,493	73,158,375	0	73,158,375
現金預金	59,048,658	6,037,688	65,086,346	0	65,086,346
事業未収金	3,741,281	0	3,741,281	0	3,741,281
未収収益	4,154,943	175,805	4,330,748	0	4,330,748
固定資産	240,924,398	0	240,924,398	0	240,924,398
基本財産	8,010,000	0	8,010,000	0	8,010,000
定期預金	8,000,000	0	8,000,000	0	8,000,000
投資有価証券	10,000	0	10,000	0	10,000
その他の固定資産	232,914,398	0	232,914,398	0	232,914,398
機械及び装置	45,834	0	45,834	0	45,834
車輛運搬具	4,900,247	0	4,900,247	0	4,900,247
器具及び備品	727,832	0	727,832	0	727,832
長期貸付金	183,000	0	183,000	0	183,000
退職手当積立基金預け金	102,634,490	0	102,634,490	0	102,634,490
退職給付引当資産	20,432,110	0	20,432,110	0	20,432,110
福祉基金積立資産	86,981,648	0	86,981,648	0	86,981,648
運営事業積立資産	17,107,287	0	17,107,287	0	17,107,287
その他の固定資産	84,950	0	84,950	0	84,950
徴収不能引当金	-183,000	0	-183,000	0	-183,000
資産の部合計	307,869,280	6,213,493	314,082,773	0	314,082,773
流動負債	11,526,691	77,917	11,604,608	0	11,604,608
未払費用	2,957,963	77,917	3,035,880	0	3,035,880
未返還金	6,932,835	0	6,932,835	0	6,932,835
職員預り金	1,635,893	0	1,635,893	0	1,635,893
固定負債	139,788,530	0	139,788,530	0	139,788,530
退職給付引当金	139,788,530	0	139,788,530	0	139,788,530
負債の部合計	151,315,221	77,917	151,393,138	0	151,393,138
基本金	8,000,000	0	8,000,000	0	8,000,000
基金	86,981,648	0	86,981,648	0	86,981,648
福祉基金	86,981,648	0	86,981,648	0	86,981,648
国庫補助金等特別積立金	3,030,924	0	3,030,924	0	3,030,924
その他の積立金	17,107,287	0	17,107,287	0	17,107,287
運営事業積立金	17,107,287	0	17,107,287	0	17,107,287
次期繰越活動増減差額	41,434,200	6,135,576	47,569,776	0	47,569,776
(うち当期活動増減差額)	-5,899,859	-175,295	-6,075,154	0	-6,075,154
純資産の部合計	156,554,059	6,135,576	162,689,635	0	162,689,635
負債及び純資産の合計	307,869,280	6,213,493	314,082,773	0	314,082,773

社会福祉法人南房総市社会福祉協議会定款

平成18年3月27日

定款第1号

平成18年 9月 一部改正
 平成20年 3月 一部改正
 平成21年 3月 一部改正
 平成23年10月 一部改正
 平成24年 4月 一部改正
 平成25年 7月 一部改正
 平成28年 3月 一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 役員（第6条―第12条）
- 第3章 評議員及び評議員会（第13条―第16条）
- 第4章 会員（第17条）
- 第5章 委員会（第18条）
- 第6章 事務局及び職員（第19条）
- 第7章 資産及び会計（第20条―第28条）
- 第8章 公益を目的とする事業（第29条・第30条）
- 第9章 解散及び合併（第31条―第33条）
- 第10章 定款の変更（第34条）
- 第11章 公告の方法その他（第35条・第36条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、南房総市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

（事業）

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2） 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3） 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4） （1）から（3）のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- （5） 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

- (6) 共同募金事業への協力
 - (7) ボランティア活動の振興
 - (8) 居宅介護等事業の経営
 - (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の経営
 - (10) 居宅介護支援事業所の経営
 - (11) 食事サービス事業
 - (12) 生活福祉資金貸付事業
 - (13) 高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金貸付事業
 - (14) 福祉資金貸付事業
 - (15) 住民参加型在宅福祉サービス
 - (16) 介護予防サービス事業
 - (17) 外出支援サービス事業
 - (18) 福祉サービス利用援助事業
 - (19) 生活困窮者のための自立相談支援事業
 - (20) 生活困窮者のための家計相談事業
 - (21) その他この法人の目的達成のため必要な事業
- (名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人南房総市社会福祉協議会という。
(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。
(事務所の所在地)

第5条 この法人の主たる事務所を、千葉県南房総市千倉町瀬戸 2705 番地 6 に置く。
2 前項のほか、従たる事務所を千葉県南房総市富浦町原岡 88 番地 2、千葉県南房総市久枝 327 番地、千葉県南房総市谷向 116 番地 2、千葉県南房総市白浜町白浜 14955 番地、千葉県南房総市千倉町瀬戸 2705 番地 6、千葉県南房総市岩糸 2489 番地及び千葉県南房総市和田町松田 828 番地に置く。

第2章 役員

(役員の数)

第6条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 14名
- (2) 監事 2名

2 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、

理事のうちに3名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(会長、副会長の選任及び法人の代表権)

第7条 この法人に、理事たる会長1名、副会長2名を置き、理事の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を統括し、この法人を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。
- 4 会長、副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次にその職務を代理する。
- 5 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長、副会長の任期は、理事としての在任期間とする。

(役員選任等)

第9条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第10条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(理事会)

第11条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決する

ことができない。

- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(監事による監査)

第12条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び南房総市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、30名の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会に議長を置く。
- 6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 8 この定款に別段の定めのあるもののほか、評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

10 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

11 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第15条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会員

(会員)

第17条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

第5章 委員会

(委員会)

第18条 この法人に委員会を置く。

- 2 委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 委員会に関する規程は、別に定める。

第6章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第19条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第20条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 定期預金 800万円
- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第29条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第21条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を経て、南房総市長の承認を得なければならない。

ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、南房総市長の承認は必要としない。

(資産の管理)

第22条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

(特別会計)

第23条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第24条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の

3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

(決算)

第25条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人の会員及びこの法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第26条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理等)

第27条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかななければならない。

2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第28条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別及び運営管理)

第29条 この法人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) ちくら介護予防センターゆらりの経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益が出た場合の処分)

第30条 前条の規定によって行う事業から収益が生じた場合は、社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第9章 解散及び合併

(解散)

第31条 この法人は、法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、南房総市長の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第32条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第33条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により南房総市長の認可を受けなければならない。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第34条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、南房総市長の認可（法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を南房総市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、社会福祉法人南房総市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、南房総市広報紙及びこの法人の機関紙に掲載して行う。

(施行細則)

第36条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき役員を選任を行うものとし、その任期は、この定款第8条の規定にかかわらず、平成19年5月25日までとする。

なお、この法人の成立後、遅滞なくこの定款に基づき評議員を選任を行うものとし、その任期は、この定款第16条の規定にかかわらず、平成19年5月20日までとする。

01 定款

会 長 (理事)	飯 田 良 吉
副会長 (理事)	伊 丹 利 雄
副会長 (理事)	福 島 兼 松
理 事	山 野 悦 郎
〃	真 田 隆 久
〃	豊 田 護
〃	吉 田 保
〃	穂 積 稔
〃	小 川 忠
〃	安 西 隆
〃	金 房 保
〃	茂 木 正 美
〃	八 代 利 之
〃	相 川 芳 郎
監 事	小 澤 明 義
〃	加 藤 安 衛

2 この定款は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年6月21日千葉県健指指令第87号)

この定款は、平成18年6月21日から施行する。

附 則 (平成18年9月7日千葉県健指指令第160号)

この定款は、平成18年9月7日から施行する。

附 則 (平成21年3月25日 定款第1号)

この定款は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月1日 定款第1号)

この定款は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日 定款第1号)

この定款は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月28日 定款第1号)

この定款は、公布の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月24日 定款第1号)

この定款は、公布の日から施行し平成28年4月25日から適用する。